○近畿地方整備局告示第二百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宍粟市波賀町皆木字河垣四番一から同市波賀町皆木字河垣六番一まで	前	一二・〇〇～二〇・〇〇メートル	〇・〇七九キロメートル
	後	一三・〇〇～二〇・〇〇メートル	〇・〇七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市波賀町皆木字河垣四番一から同市波賀町皆木字河垣六番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
たつの市神岡町追分字大谷口五四番二から同市神岡町追分字大谷口六六〇番一まで	前	一二・五〇～一六・〇〇メートル	〇・〇六七キロメートル
	後	一五・〇〇～二〇・五〇メートル	〇・〇六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	たつの市神岡町追分字大谷口五四番二から同市神岡町追分字大谷口六六〇番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月十二日

○近畿地方整備局告示第二百五十八号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

(二)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
和歌山県田辺市稲成町字北皆代二八二七番一から同県西牟婁郡すさみ町江住字丸嶋一二〇一番一まで	一〇・二五～一六八・六五メートル	三九・二四五キロメートル

(三)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡白浜町富田字上芝二一五番一から同町十九渕字伊勢谷土手内四八三番一まで	前	一六・〇〇五～一九・五〇メートル	〇・二六五キロメートル
	後	一六・〇〇五～四二・三八メートル	〇・二六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字峠二〇三三番一から同町朝来字峠二〇三八番一まで	前	二八・〇〇～三一・二〇メートル	〇・一一九キロメートル
	後	二八・〇〇～三一・二〇メートル	〇・一一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十五号

石狩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百二十四号を次のように改める。

関係図面のうち、第八十四号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　北海道開発局長　高松　泰

（図面省略）